

佐賀県優秀技術者等表彰要綱

(表彰の目的)

第1条 佐賀県が発注した公共工事（以下「県発注工事」という。）において、他の模範となる優れた技術者及び優良な工事（以下「優秀技術者等」という。）を表彰することにより、建設業者及び建設技術者の意欲の増進や技術の向上を図るとともに、社会的評価を高め、建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、県発注工事のうち、前年度に完成した工事に係るものについて、優秀技術者表彰及び優良工事表彰を行うものとする。

2 優秀技術者表彰は知事表彰とし、優良工事表彰については、知事表彰及び県土整備部長表彰とする。

(選考基準)

第3条 選考の基準は、次のとおりとする。

(1) 優良工事表彰

ア 共通事項

(ア) 表彰は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事(法面)、とび・土工・コンクリート工事(法面以外)、鋼構造物、管工事、電気工事、電気通信工事、他の部門の工事（以下「部門工事」という。）の区分を設定して行う。なお、とび・土工・コンクリート工事(法面)とは、発注工種の区分が法面工、地滑り工及びアンカー工に該当する工事をいう。

(イ) 知事表彰、県土整備部長表彰を含めて、同一業者が同じ部門工事（共同企業体（以下「JV」という。）の工事を除く。）で重複受賞はできない。（他の部門工事での受賞は可）

(ウ) 前年度中の他の工事における工事成績評定点に70点未満の工事がある者、前年度当初から表彰日までの間に、建設業法等の違反による行政処分又は発注者から指名停止等の措置等を受けたものについては、表彰対象から除く。

(エ) JVの工事は、参加業者は全て受賞できるものとする。

イ 知事表彰

前年度に完成した工事で、工事成績評定点が82点以上の工事を選考、決定する。

ウ 県土整備部長表彰

前年度に完成した工事で、工事成績評定点が80点以上の工事を選考、決定する。

(2) 優秀技術者表彰

前年度に完成した工事のうち、工事成績評定点が82点以上の工事に従事した主任技術者又は監理技術者で、次の(ア)～(ウ)のいずれにも該当する者とする。なお、JVの参加業者の各技術者が受賞できるものとし、指名停止等を受け、表彰から外れた業者の技術者であっても表彰の対象とする。ただし、指名停止等の原因となった工事に従事した技術者は除く。

(ア) 主任技術者にあつては、一級若しくは二級の土木施工管理技士、建設機械施工技士、造園施工管理技士、電気工事施工管理技士、建築施工管理技士又は管工事施工管理技士（以下「土木施工管理技士等」という。）のいずれかに合格した者。監理技術者に

- あつては、一級土木施工管理技士等、技術士又は一級建築士のいずれかに合格した者。
- (イ) 前年度以前において、県発注工事に従事した経験が5年以上（同一年度内に従事した工事があれば経験1年とみなす）あり、3件以上あること。
 - (ウ) 前年度当初から表彰日までの間に従事した工事において、事故（もらい事故は除く）工事に関与していないこと。

（佐賀県優秀技術者等表彰審査委員会）

第4条 被表彰者及び被表彰工事の選考を行うため、「佐賀県優秀技術者等表彰審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は優秀技術者及び優良工事の選考基準を決定し、事務局より選考結果の報告を受ける。
- 3 委員会は、別表に掲げる者で構成する。
- 4 委員会は委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 5 委員会は、二分の一以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、賛否同数のときは委員長の決するところによる。

（事務局の役割）

第5条 事務局は、第3条に規定する佐賀県優秀技術者及び佐賀県優良工事の選考基準に該当する技術者及び工事を整理し、委員会に報告するものとする。

- 2 事務局は前項の整理にあたり、技術者に関しては、発注機関の長を通じて当該技術者の経歴書（様式）を取得し、技術者の経歴が選考基準に該当するかどうかを確認するものとする。
- 3 事務局は、建設・技術課内に設ける。

（表彰の方法）

第6条 表彰は年1回行い、知事及び県土整備部長により賞状を授与する。

- 2 表彰は、複数年を連続して受賞できるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 20 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号ウの規定にかかわらず、平成 24 年度に完成した工事における県土づくり本部長表彰は、各部門工事において、工事成績評定点が 80 点以上の工事がない場合は、工事成績評定点が 78 点以上の工事の中で最上位の工事について表彰の対象とする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(様式)

経 歴 書

本籍地				
現住所				
ふりがな 氏名				
生年月日	年	月	日	
(最終学歴)				
年	月	卒業		
保有資格免許				
職歴				
年	月	入社		
(工事経歴)				
発注者名	工 事 名	請負金額	工 期	実務経験年 数
				年 月
上記のとおり相違ありま せん。 平成 年 月 日 会社名 代表者氏名 印				

別 表

佐賀県優秀技術者等表彰審査委員会

委員長	県土整備部長
副委員長	県土整備部 副部長（建設・技術課担当）
委員	県土整備部 副部長 " 建設・技術課長 " 道路課長 " 建築住宅課 施設整備室長 " 河川砂防課長 農林水産部 農山漁村課長 " 農地整備課長 " 森林整備課長